

高島屋南・まちづくりニュース

このニュースは、地区の皆さんとの意見の交換
また、情報の共有の為に、発行されます。

2014.05
号外

借地権の申告がはじまります

○借地権の申告とは

借地人の方は、市街地再開発組合の設立について同意・不同意をするにあたり、定められた期間中に、都市再開発法に規定される書式によって、岐阜市長に『借地権の申告』をする必要があります。

なお、再開発組合が設立された場合、借地権の申告をされなかった方も、借地の事実があれば、権利者となります。

○施行地区となるべき区域を表示する図面の縦覧場所

■縦覧場所 岐阜市 都市建設部 市街地再開発課
(岐阜市役所本庁舎 8階)

○借地権の申告期間

■申告先 岐阜市 都市建設部 市街地再開発課
(岐阜市役所本庁舎 8階)

■期 間 平成26年5月8日 ～ 平成26年6月6日まで

<問い合わせ先>

岐阜市 都市建設部 市街地再開発課 柳ヶ瀬地区係

TEL 058-265-4141(内線2895)

※「施行地区の図面の縦覧」、「借地権の申告期間」、「問合せ」の受付時間は、午前8時45分から午後5時30分です。

(ただし、土・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く)

発行 // 高島屋南市街地再開発準備組合 TMK

<http://www.tmk-gifu.com/>